

相続方法の確認

相続のお手続きは、相続方法によって必要書類が異なります。

①遺言による相続

遺言による相続は法定相続に優先するという大原則がありますので、まず、相続に関しては、遺言書があるかどうかの確認をします。

○遺言書が発見された場合

自筆証書遺言は、家庭裁判所による検認の手続を受ける必要があります。公正証書遺言を法務局で保管されていた自筆証書遺言は、検認手続の必要がありません。

○遺言書がなかった場合

遺言が残されていない場合は、法定相続人全員が参加して、遺産分割協議をおこないます。

②遺産分割協議による相続

誰がその財産を相続するかの話し合いを遺産分割協議といい、相続人全員でおこないます。遺産分割協議は相続人全員の合意があれば成立します。

○遺産分割協議がまとまったら

遺産分割協議が成立したら、遺産分割協議書を作成します。誰がその遺産を相続するのか、あとから判明した遺産の取扱いはどうするのかなど、明確な文言で記載することが大切です。銀行の預金口座については、金融機関所定の用紙に相続人全員が署名捺印することで、遺産分割協議書の作成が不要になります。

○遺産分割協議がまとまらなかったら

遺産分割協議が決裂した場合は、家庭裁判所の調停や審判によって遺産分割の方法を決めることとなります。